

長野県社会福祉士会 NEWS

第195号
2023/3/1



発行▶公益社団法人長野県社会福祉士会
会長 上條通夫
事務局▶〒380-0836長野市南県町685-2
長野県食糧会館6F
編集▶広報編集委員会
発行部数▶2,400部

TEL▶026-266-0294 FAX▶026-266-0339 E-mail▶info@nacsww.jp HP▶https://nacsww.jp/

「権利擁護センターぱあとなあながの」の現状と課題	… 1
『未成年後見を知るセミナー』を通して伝えたかったこと	… 2
成年後見制度と未成年後見制度について	… 3
災害福祉支援セミナー	
福祉の力を災害現場に ソーシャルワークの役割	… 4
福祉活動委員会 三地区（東北中信）合同学習会	… 5

contents

信州ぐるっと!!	… 5
特集 社会福祉士としての一日に密着	… 6～7
リレーエッセイ	… 8
全県選出理事候補者について	… 8
今後の予定・入会状況・編集後記	… 8

巻頭言

「権利擁護センターぱあとなあながの」の現状と課題 ～ 成年後見に関する取組み ～

北原俊憲（理事・権利擁護センターぱあとなあながの 運営委員長）

「成年後見制度」が介護保険制度と同時に施行して22年が経過しました。判断能力等が十分でない認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の方が、「その人らしく」生活するための支援制度ですが、残念ながら福祉関係者の方々に十分には周知されていません。2021年12月末の時点で成年後見制度を利用している人は全国で約24万人とされています。潜在的な後見ニーズ、判断能力が不十分とみられる人の総数は推計およそ1,000万人とされていますので、その利用者は、わずか2%に過ぎません。

権利擁護センターぱあとなあながの（以下「ぱあとなあ」）は、長野県社会福祉士会正会員1,217人（2022年11月1日現在）のうち、ぱあとなあ会員（会員の要件：成年後見人養成研修の修了等）183人（2022年度）と全体の15%で構成されています。2021年は105名の会員が277件の後見事件を担当しました。しかしながら、2021年の長野家庭裁判所管内の審判件数のうち、社会福祉士が受任をした件数は29件と、全体の5.3%に過ぎません。

ぱあとなあながの業務監査委員会では「会員そのものの増員が望まれる。後見人養成研修の受講要件が厳しい状況ではあるが、社会福祉士会員に対して成年後見人業務の重要性等を周知PRしていく必要性がある」と指摘されています。こうした経緯から、昨年秋、ぱあとなあ会員を対象に活動に関する意向調査を初めて実施しました（調査結果は、ぱあとなあNEWS第44号参照）。意向調査の結果を今後、運営委員会等で分析し、検討する予定です。

さて、私たちが忘れてはならない“もう1つの後見”があります。親が死亡するなど親権を行う人がいなくなった等の事情のある未成年者を対象とした「未成年後見制度」です。これまで、認知症や精神・知的障害

等により判断能力が不十分になった成年者を対象とした「成年後見」を行っていますが、誰もが住みやすい社会づくりを理念に掲げる長野県社会福祉士会としましては、子どもの権利擁護は避けて通れない課題です。

ぱあとなあでは、未成年後見養成研修修了者で未成年後見連絡会を2021年度に立ち上げ、「未成年後見」に関する調査研究の取り組みを始めました。2022年4月には『ぱあとなあ設置運営規程』を改正し、未成年後見部会に改め、月1回の頻度で部会を開催してきました。また、2022年3月に長野市の中嶋弁護士による「民法改正・成年年齢引き下げの経緯と想定される影響」の講義を経て、10月には「成人年齢引き下げより半年、見えてきた影響～現役高校生の声を聴く～」として、東御清翔高校の生徒から生の声を聴くなど、研修を通して情報発信を行いました。

長野県内未成年後見の受任状況（2021年12月末・長野家庭裁判所管内）の未成年後見管理継続事件数は112件となっていますが、社会福祉士が担当する事件件数は0件です。長野県内の社会福祉士で未成年後見養成研修修了者は6人いますが、未成年後見受任経験者は3人と大変少ない状況です。この未成年後見養成研修も2018年度以前は日本社会福祉士会が研修を主催していましたが、2019年以降は、岩手、兵庫、熊本、東京の4都県士会しか開催されていません。各都道府県社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあに未成年後見人候補者として追記登録されている会員数は、2022年4月1日現在、274人と極めて少なく、未成年後見人受任（経験）者の実績は、日本社会福祉士会でも把握できていないのが現状です。

今回の特集を機にぱあとなあ会員として一緒に活動し、未成年後見に関しても関心を持っていただけることを期待します。

1月14日開催

『未成年後見を知るセミナー』を通して伝えたかったこと

弓田 香織 (ばあとなあながの未成年後見部会 副部会長)

「なんでこのケースに自分が呼ばれたの？」ほんの数年前のことです。児童相談所の児童福祉司が放った一言に、スクールソーシャルワーカーの私は愕然としました。シングルマザーの母を亡くし祖母と暮らしている子どもを援助している中で、親権者不在の状況が数カ月にもわたり続いていることを、私は見過ごせない課題として感じたため、適切な未成年後見人が選任されるよう、児童相談所の担当者を招いて学校で支援会議を行った際の一コマです。未成年後見制度は、子ども家庭支援の現場ですら認知度が極めて低いのが現状です。

担当者の知識や意識の差によって子どもの権利が守られないことがあってはならない、そのために未成年後見部会としてできることはなんだろう…。私たちが部会員は月1回のオンライン部会を通して検討を重ねました。そこでまずは、一般市民を含め一人でも多くの方に未成年後見について知っていただく機会を設けること、ばあとなあ会員で未成年後見に関心を持っている方や児相・SSWなど後見を必要としている子を把握しやすい立場にいる支援者に、もう一歩進んで未成年後見の実践や課題について理解を深めていただく機会を設けることを本年度の部会の目標に据えました。こうした経緯の中、多くの方々のお力添えやご尽力を得て、ばあとなあながのとして初の未成年後見に関する研修会『未成年後見を知るセミナー』を1月14日にオンライン開催することができました。

公開講座「未成年後見について学びましょう」では、高松法務局・大阪公立大大学院所属の三野寿美先生から「社会的養護における未成年後見制度の意義と課題」についてお話しいただきました。未成年後見を必要とする子は、親権者の死亡・行方不明などにより親権者が不在となった子だけではなく、虐待により親が親権を停止されたり失ったりすることにより（あるいはその一歩手前の状況にあることで）潜在的に後見人を必要としている子どもたちの存在が判明してきており、児童虐待問題への対応として未成年後見人が社会的養護の役割を担うことが期待されていることを教えていただきました。一般市民を含む60人超の参加者がありました。

午後は、ばあとなあ会員、スクールソーシャルワーカーや児童養護施設職員など活動中の方を対象とした講座で、意見交換や交流を行いました。まずは県庁こども・家庭課からの行政説明として、本会会員の田中智大さんから報酬補助事業を含む未成年後見人支援事業について、その趣旨や交付対象者、さらに児童相談所長等による未成年後見人の選任の請求が必要と考えられる状況についてお話しいただきました。

続いて私から、実践発表として、受任経験のある県内会員からの聞き取り内容を中心に、未成年後見人としての自らの2件の受任経験を元に、社会福祉士が未成年後見を担うことの意義やソーシャルワーク実践としての位置づけを伝えました。後見人としての責任の重さやさまざまな葛藤に苦しむ場面はあるものの、未成年後見人の生き様に関わることができ、出会うまでは全くの他人であった一人の子どもの成長を間近で見守り寄り添っていくことができる未成年後見活動の魅力をお伝えしたかったので、その機会を得られたことは私の大きな喜びでした。

多数の成年後見と2件の未成年後見の受任経験のある太田明良弁護士（伊那市）の演習では、未成年後見活動の受任から終了までの実務を追体験する時間となりました。成年後見制度と未成年後見制度の違いと共通点を太田弁護士から詳しく解説していただき、参加者からは「未成年後見の基本を習得し、実際の実務についてもみんな課題を出し合ったことで、未成年後見人受任への意欲が高まった」という嬉しい声が寄せられました。

さらに、運営委員長の北原俊憲さんから未成年後見活動とばあとなあとの関わりについて、未成年後見人養成研修を修了した者が加入することのできる日本社会福祉士会団体保証制度に関する説明や未成年後見に関するばあとああの取り組みの現在地と今後の目標を共有し、研修を無事に終えることができました。

公開講座のテーマ“社会的養護としての未成年後見”という視点で考えた場合、児童虐待による親権停止等の状況以外に、「親権者である親が重度の認知症などで後見開始の審判を受けたとき」も、その子どもは未成年後見人を必要とします。私がスクールソーシャルワーカーとして出会う中には、親が高齢である場合や、重い精神疾患や知的障がいを持つ親の下で育っている子どもたちもかなりいます。これまで成年後見制度に高い関心と感度を持って活動してきた多くのばあとなあ会員のみなさん。これからは加えて、潜在的に未成年後見を必要としている子どもの存在にも、ぜひ目をこらしてください。

見ようとしなければ見えないもの、知ろうとしなければ知らないまま通り過ぎてしまうもの…。未成年後見を必要としている子どもたちが見えづらい理由をしっかりと考察し、手を携えて改善を図っていくことは、私たち社会福祉士が負っている大切な使命の1つかもしれません。



成年後見制度と未成年後見制度について

内 容	成年後見制度	未成年後見制度
対 象 者 と 支 援 内 容	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を保護するための制度。	未成年後見人は、父母等の親権者がいない未成年者のために、親権者に代わって、その未成年者の財産管理と身上監護を行う。
申 立 て の 可 能 な 者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長 など	未成年者本人（意思能力がある場合に限る）または親、利害関係人（児童相談所長や里親等）
選任の手続き	家庭裁判所に申立て	家庭裁判所に申立て ただし、遺言で未成年後見人が指定されていれば市区町村役場への届け出のみ。
受任できる者	親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士 等 複数人が後見人等になることも、法人も後見人等になることが可能。	資格要件無し。兄弟姉妹も成人であれば未成年後見人になることが可能。 また、複数人が未成年後見人になることもでき、法人も未成年後見人になることが可能。 下記の様な場合は、司法書士や弁護士等の専門家を家庭裁判所が選任するケース有り。 例1) 未成年者が多額の財産を持っている 例2) 多額の死亡保険金を受取っている 例3) 親族間で財産管理等の方針で大きな意見の食い違いがある
申 立 て に 必 要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人選任申立書（800円分の収入印紙を貼付） ・ 診断書・本人情報シート ・ 財産目録 ・ 相続財産目録 ・ 本人の戸籍謄本 ・ 本人の住民票または戸籍附票 ・ 後見人候補者の戸籍謄本（法人の場合は商業登記簿謄本） ・ 本人の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、預貯金の残高証明書など） ・ 親族関係図・親族意見書 ・ 連絡用の郵便切手、収入印紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年後見人選任申立書（800円分の収入印紙を貼付） ・ 未成年者の戸籍謄本 ・ 未成年者の住民票または戸籍附票 ・ 未成年後見人候補者の戸籍謄本（法人の場合は商業登記簿謄本） ・ 親権者がいないことを証明する資料（親権者が死亡したことが分かる戸籍謄本など） ・ 未成年者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、預貯金の残高証明書など） ・ 申し立てをする人と未成年者との関係を示す資料（戸籍謄本など） ・ 連絡用の郵便切手
財 産 管 理	被後見人の預金や不動産等の資産を管理することで、生活するために重要な資産を保全すること。 なお、原則として「財産の現状維持」が前提なので、不動産の売買などは事前に家庭裁判所の確認を取る必要あり。	未成年者の預貯金の代理取引、契約等の法律行為を代理すること、または未成年者がした契約等に同意をすること等。
身 上 保 護 (身上監護)	後見人が福祉サービスの利用（施設入所を含む）契約締結などの「法律行為」を被後見人の代わりに行う。	未成年者の住む場所を決める、教育について決める、適切な衣食住を確保する等の身の回りの世話をすること。医療同意権もあり。未成年者が身体的にも肉体的にも健全に成長して、立派な社会人になれるように努める必要が有る。
後 見 事 務 の 期 間	成年後見人の死亡 成年後見の任務を行うのに適さない事由が生じた場合：解任 成年後見の任務を行うのに適さない事由が生じた場合：辞任	未成年者が成人した、あるいは結婚したなどの理由で未成年者の後見が終了する場合は、10日以内に市区町村役場に届出が必要。
戸 籍 の 記 載	なし ※法務局の登記事項証明書で証明	戸籍に記載される 戸籍が「未成年後見人」の証明書代わりになる
裁 判 所 へ の 報 告	成年後見人等は、財産の収支や職務内容を定期的に家庭裁判所に報告する義務がある。	未成年後見人は、財産の収支や職務内容を定期的に家庭裁判所に報告する義務がある。
後 見 報 酬	家庭裁判所が仕事内容や被後見人の資産等を鑑みて毎年決める。基本は被後見人の財産から精算。 財産・資産が乏しい場合：条件を満たせば、市町村「成年後見利用支援事業」の申請も可能。	後見人は家庭裁判所の審判により未成年者の財産から報酬を受け取ることができる。または、未成年後見人支援事業（県 1/2 国庫 1/2）により児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬付与が認められた者に対して、予算の範囲内で報酬と損害賠償保険料が補助される。

福祉の力を災害現場に ソーシャルワークの役割

災害福祉支援委員会は1月28日、災害福祉支援セミナーをオンラインで開催。41人が参加した。

基調講義

「福祉の力を災害現場に ソーシャルワークへの期待」

～個別避難計画・福祉避難所・BCP（事業継続計画）を一体的に考える～

【講師】石井布紀子氏（NPO法人さくらネット 代表理事）

私自身、阪神・淡路大震災で被災し、以降、災害コミュニティワークに取り組んできた。大震災以降、災害現場に福祉の力が必要という考えになってきた。平時・発災・復旧・復興のフェーズごとに分析した結果、「誰ひとり取り残さない防災」にも現場によって差があった。阪神・淡路大震災の時は、身近な支えあいの底力（共助力）や平時の福祉活動や地域活動が救助にも影響をもたらした。東日本大震災では、介護保険、障害福祉サービス等における福祉関係者の声かけで助かったケースも多くあった。命を守る現場で福祉が欠かせないことも実証された。平時の地域の支えあいが力となり、福祉マップにより命が守られた。神代断層地震や東日本豪雨も、福祉マップが安否確認に活かされ、救出行動に役立った。平時に地域で集い、リスク・避難経路の確認をマップで行うことが実証されている。

災害直後だけでなく、災害関連で死者数が増える。避難所生活での環境が要因で亡くなる。避難者同士の声かけや早期の環境アセスメントにより生活環境の確保や支えあう仕組みづくりや住民主体の情報共有が重要になってくる。長野県は、DWAT（ふくしチーム）と災害ボランティアが個別にアウトリーチするだけでなく、避難所のなかで復旧、復興に向けてコーディネーション支援に取り組んでいる。

近年、福祉施設の被災現場も可視化され、施設の復旧にあわせた事業継続計画（BCP）の必要性も出てきた。福祉施設に、平時からの情報提供が不足している。BCP策定の際には被災者の災害時における要援護者支援への拠点として、入院、緊急入所、福祉避難所、一般避難所、在宅生活の機能を担ってもらいたい。

普段の事業を止めないで福祉避難所を進めるBCPが必要である。福祉避難所、個別避難計画をあわせて、平時に効果的にやることができる備えとセーフティネットの取り組みや日常の地域福祉活動が欠かせないと思う。



シンポジウム

「福祉の力を災害現場に ソーシャルワークの実践」

唐木雅彦氏（災害福祉支援委員会）

災害現場での経験から地域の力をどう活かしていくかを大切に災害支援に関わっている。また、法人内のBCP策定においては、全職員で策定意義を共有し、一人ひとりの発想力を活かし作成した。今後も実際に活用できるBCPづくりや地域住民と福祉専門職が手と手を取り合い災害に強いマップ作りに取り組んでいきたい。

北原由紀氏（災害福祉支援委員会）

障がいのある方が災害時に安心して避難や支援が受けられるよう関係者向けに「地域で力を災害を乗り切るための勉強会」を下諏訪地区で開催。「福祉」と「災害支援」には共通点がある。アセスメントを肝とし、「地域」を核にしなが、いざというときのために平時からの連携を大切にしたい。

小野貴規氏（会員）

災害ボランティアセンター、ささえあいセンターにかかわり、地域の声を受け止め、地域の力を活用しながらコミュニティマッチングを行った。地域でどのような資源が活かせるのかアセスメントは重要。ソーシャルワーカーとして個別に見ながら、環境面、生活面、人とのつながりなどさまざまな面から俯瞰することが求められる。

まとめとセッション

「平時から災害コミュニティソーシャルワークを」

災害福祉支援は、個別避難計画やBCPの作成と合わせて、生活の基盤である地域の力を高めること＝「地域づくり」を進めていくことが大切である。災害ケースマネジメントには地域コミュニティのなかで相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に展開していく災害コミュニティソーシャルワークが欠かせないが、そのなかで社会福祉士に求められているのは、人、生活、地域を総合的にアセスメントする力とそれらを包括的にコーディネートする力である。

個別避難計画の作成や防災学習などを通して、日頃から行政や福祉専門職、地域住民など多職種、多分野が連携・協働できるネットワークの構築が重要である。

福祉活動委員会（高齢者・障がい者部会）三地区（東北中信）合同学習会 高齢障がい者の支援を考える

「高齢障がい者の支援を考える学習会」は2023年1月26日オンライン（Zoom）で34人が参加し開催された。長野県社会福祉士会事務局長の三村仁志氏より、障害者支援施設勤務時の経験談や障害者権利条約批准などの話も交えて高齢障がい者の課題について講義。その後6グループに分かれ意見交換・全体共有が行われた。

65歳になったら介護保険優先…とは言え、障がい者にとって必要な支援が介護保険ではカバーされない・負担が増す等の理由で、これまでの支援が継続されることもある。障がいサービスの利用を希望しても、自治体の判断で介護保険サービスへの移行を勧められることもある。

平成29年度～令和3年度の障害者支援施設からの退所者数に関する調査で“死亡による退所”は全国調査38.97%に対し、三村氏が県内施設に行った調査では63.67%。長野県では全国と比較して、亡くなるまで支援が継続している割合が格段に高いことが推察された。それは利用者さんの人生に最後まで寄り添っていることである。しかし、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告において、第19条「自立した生活および地域生活への包容」の脱施設化が強く要請された。今後、私達、福祉に携わる者は支援のあり方を深く考える必要がある。



信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

矯正施設における福祉的支援について

青木正心（長野刑務所）

福祉的支援が必要な受刑者等が、支援を受けずに出所した場合には、再び罪を犯して刑務所に戻ってしまう確率が高まります。そのため、刑務所などの矯正施設では、高齢または障がいを有し、自立が困難な受刑者等に対して、出所後に適切な福祉サービスを受けられるよう、行政機関や地域福祉機関等と連携し、社会復帰に向けた支援を実施しています。

矯正職員は、逃走、火災などの事故の防止や施設の規律秩序を維持するため、受刑者等に対して、諸動作を規律正しく行わせるなど、所内生活を送る上でのルールを遵守させるよう、厳正な勤務態度で職務を遂行しており、福祉職においても、緊張する場面が多い職場でもあります。

「罪を犯した人を手助けすることなど許せない」とのご意見をいただいたこともありますが、再犯を防止することは地域社会の治安を守ることになりますし、支援を必要とする人の立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害者を生まないことにもつながります。そのためには皆様のお力添えが必要です。

今後とも矯正行政に対し、ご理解とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

特集 社会福祉士としての一日に密着

北信地区

氏名：浅野 恵子

所属：社会福祉法人信濃の星
まい・すてっぴ相談支援室



職種・業務内容

長野市の障害者相談支援センター専門員（相談員）
・地域の障がいのある方の相談窓口
・自立支援協議会（地域の関係者が障がいのある人の地域生活の課題を共有し、解決に向け検討・協働する場）の事務局補助

業務でのマストアイテム：手帳・電話

予定も考えごととも手帳の中に入っているの、失くせません。
調整することや気持ちの確認に、電話は必須です。

《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
出社前		今日の予定を見て、服装を考えます。
8:30	メールチェック・朝会	
9:30	自立支援協議会対応	協議会予定や報告等の通知を各部会から情報をもらい作成（作業中、相談対応有）
11:00	訪問	今後の生活の希望を聞きながら、手立てを一緒に考えます。
12:00	昼食	事業所内で一番にお弁当を開けます。
13:30	見学同行	相談者と通所事業所見学へ。
15:00	自立支援協議会対応	担当間で協力しながら、協議会の開催通知等を発送（作業中、相談対応有）
16:00	電話、資料作成	相談のこと、自立支援協議会で次に行う会議のこと等々。
17:20	記録作成	実施したことを記録。後回しになりがち。
帰宅	バドミントン	地域の有志のチームに参加。笑いと元気をもらえます。

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

何か人と関わる仕事がしたいと考え福祉系大学へ。卒業時に資格を取得できました。卒業後は知的障がい者の入所施設の支援員となりましたが、北信に移り住み今の法人へ転職。地域活動支援センター支援員を経験後、相談業務につくことになりました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

人の話を聴くこと。思いを大切に、一緒に考えること。抱え込まずに周り協力すること。相談を始めた頃、引き継ぎされたものの、何ができるかわかりませんでした。その時上司から「お前は人の話をきちんと聞けるのが長所。寄り添うことが最初的一步」「自分だけでできることは限られている」といわれ、意識するようになりました。

Q3 社会福祉士としてのやりがいは？

同じ職種でも違う職種でも、幅広いフィールドで活躍している人たちがたくさんおられ、日々助けていただき、日々勉強になってます。

Q4 これからの目標は？

少しでもいい方向になるように、微力でも今の立ち位置でできることを考えて動ける社会福祉士になりたいです。

東信地区

氏名：木内 健介

所属：佐久総合病院 老人保健施設



職種・業務内容

支援相談員
施設利用に関する相談援助、ケアマネジャーや医療機関など、各関係機関との連携、利用者の生活支援（買物代行や制度活用）等

業務でのマストアイテム：パソコン（タブレット）・指サック・ウーロン茶

施設のICT化が進み、パソコン（タブレット）は欠かせません。
ウーロン茶を飲んで一息ついています。

《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
8:00	出社	
8:20	朝礼 申送り	全体で確認後、相談員間での申送り等
9:00	電話対応	利用相談受付や関係機関への連絡調整
10:00	訪問	初回利用前に訪問、ご本人ご家族と面談
12:00	昼食 休憩	食後、車内で目を閉じて10分休息
13:00	入所検討会議	新規利用者の情報提供・多職種での協議
14:00	担当者会議	介護老人保健施設利用時の報告ご利用者の意向確認
15:00	記録整理 連絡調整	訪問や会議の記録作成 翌日入所の方へ体調確認の連絡
17:30	業務終了	
帰宅	ランニング	1月から運動を開始

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

小学校時代に福祉のボランティアに参加したことや、祖父母を自宅で介護していた母を見てきたことで、社会福祉に興味をもち学びたいと思うようになりました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

傾聴です。忙しく余裕がないと難しいときもありますが、ご本人が自分の言葉で語ることやその意向を大切にしたいです。

Q3 社会福祉士としてのやりがいは？

相談援助・支援を通じて、利用者さんやご家族が前向きに、その人らしい生活を送れていると感じるときです。

Q4 これからの目標は？

コロナの影響で、施設生活においても多くの制限がありますが、利用者さんの「生活の質」を確保し、高められるような支援を考え続けたいです。

健康診断で運動不足を指摘されたので、ランニングを継続してマラソン大会での完走を目指します。



社会福祉士の皆さんは、さまざまな分野で働いています。自分の専門分野以外の業務については知らないことが多いと思います。そこで今回は、それぞれの分野で活躍されている社会福祉士の一日について伺いました。

中信地区

氏名：礪江 知恵美

※似顔絵は子どもに描いてもらいました。

所属：小谷村地域包括支援センター

職種・業務内容

相談業務・権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント、管理者業務等

業務でのマストアイテム：携帯・手帳・おやつ

手帳には予定だけでなくその日にあったことを書き込み、相談記録等の集計をしています。



《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
出社前		4:30に起き、洗濯・弁当・夕飯の仕込み…と全て朝に行きます。
8:30	業務開始・朝礼	包括内ミーティング、情報共有
9:30	打ち合わせ	介護予防事業について事業所と打ち合わせ
11:00	訪問	新規利用者の訪問・相談
12:00	昼食	
13:30	事業所訪問	配食サービスの事業者と打ち合わせ
15:00	老健訪問	福祉事務所と同行訪問、利用者との面談
16:00	カンファレンス	介護老人保健施設にて退所前カンファレンス
18:00	帰宅	帰ってからもバタバタ…夜9時には子どもと一緒に寝ています。

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

学生のときに自立生活センター（CIL）で介助者としてアルバイトをしていました。そのときに地域で暮らす障がい者の方々の思いに惹かれ、卒業後はイギリスでのボランティア留学を経て、CILで当事者の下働いていました。結婚を機に長野に来ることになり、今までの経験を活かせる社会福祉士の資格を取ろうと社会事業大学の通信教育で学びました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

前職から、利用者が常に主体であることを忘れないよう心掛けています。言葉にならない思いもしっかりと聴け、受け止められるように、多方面から物事を見ることを大切にしたいです。

Q3 社会福祉士としてのやりがいは？

しんどいなあとと思うときもありますが、大北圏域の社会福祉士さんたちとのつながりがあり、思いを共有し頑張っています。その他、職場の仲間や地域の方、事業所の方々に助けてもらってばかりですが、そんな人との出会いや繋がりがありがたいです。

Q4 これからの目標は？

心も体も健康でいたいです。これからも人との出会いを大切に、学び続けたいです。

南信地区

氏名：依田 恵

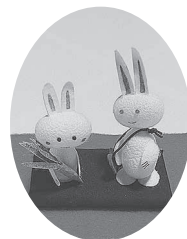
所属：富士見町社会福祉協議会

職種・業務内容

主に相談業務を行い、重層的支援体制整備事業や生活福祉資金等を担当。地区サロンにも出向きます。

業務でのマストアイテム：付箋

面談時に相談者へ次回日程や連絡先などを書いて渡したり、訪問先の方が不在の時にメッセージなどを書くため、バッグの隅にいつも入れています。



《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
出社前	爪をキレイにする	ネイルオイルをつけて塗り込みます
8:30	出社	朝礼、1日のスケジュールの確認
9:30	支援会議	関係者で経過と支援について共有、検討
11:00	記録・事務	支援会議の記録をまとめ復命書記入
12:00	昼休み	ハマっている吉田のうどんに舌鼓
13:30	サロン	参加者と一緒に保健師さんからフレイルについて学ぶ
16:00	訪問	相談者の自宅に食料支援
17:00	記録・事務	サロン、訪問の記録をまとめる
17:30	ToDo記入	お気に入りのやることリストに記入、完了のチェック
18:00	退社	好きな曲を流して癒されながら自宅へ
帰宅	1000ピースパズル	可愛い甥っ子に頼まれたパズルをせっせとこなす

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

大学卒業後、富士見町社協に入職し、デイサービスに5年勤務、地域福祉係に異動して現在5年目です。専門学校生のときに、祖母が認知症になったことを機に福祉に興味をもち、社会福祉士の資格を取得できる大学に進学したことがきっかけです。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

相手の話を聴くこと。何に困っているのか、どんなことを思っているのか、まずは耳を傾けることを意識しています。そして普段から、丁寧な言葉遣いで失礼のないように心掛けています。

Q3 社会福祉士としてのやりがいは？

相談を受けてすぐに解決することばかりではないですが、関わることで、少しでも誰かの支えになっていると感じたときにやりがいを感じます。

Q4 これからの目標は？

関わる人の心に寄り添えるように頑張っていきたいです。そして自分も心豊かでいられるように日々を過ごしていきたいと思います。

「Before After 社会福祉士」

曲 淵 紀 子 (新光電気工業)

私は社会福祉士を生業としていないため、「自分には専門性が欠けている」とひげ目に感じていた時期もありました。今では、社会福祉士になるための試験勉強や実習、そして社会福祉士会の仲間と学び合うことで得られた福祉的視点が福祉活動のみならず、日々の生活においていかに貴重であるかを実感しています。例えば以下のようなとき、皆さんはどのような考えが浮かびますか？

- ・ 行政の実態調査結果を見たとき
- ・ 虐待のニュースを聞いたとき
- ・ 会社で「仕事ができない人」扱いされている方がいるとき
- ・ 子どもたちの公園が近隣住民の苦情により閉鎖されたとき
- ・ 自分の子どもが学校に行きたがらなかったとき



福祉に関わる以前の私は、調査の条件等も調べずに調査結果を鵜呑みにし、虐待した人の背景を理解せずに鬼畜扱い、仕事ができない人は「能力がない」「怠けている」、「子どもの声がうるさいという人はおかしい」、学校行きたくないなんて「普通にしてお…」そのような感じでした。

社会福祉士は、近年話題になった作家ブレイディみかこさんの「他者（まんべんなく）の靴を履く」感覚を持ち合わせており、そこに制度や地域の事情等を加味してアレンジできる存在であると思えます。

*次号は、川西地域包括支援センター 蒲生 俊宣さんにバトンタッチします。

全県選出理事候補者について

選挙管理委員会委員長 大井千明

全県選出理事選挙は、下記3名から立候補届の届出がありました。定員3名を満たしているため選挙は実施せず、理事候補者として確定しました。

なお、地区担当理事候補者は2月の4地区総会で選出され、委員会担当理事候補者は、3月の各委員会で選出されます。

これらの理事候補者は、来年6月3日(土)に南信で開催される定時総会で承認を受けて就任します。

記

※届出順／敬称略

- ① 全県選出理事候補者：吉澤利政（現副会長）
- ② 全県選出理事候補者：原智美（現理事）
- ③ 全県選出理事候補者：長戸桜子（現副会長）

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<https://nacsw.jp>) をご覧ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会場	備考
3月11日(土)	2022年度 第6回理事会	オンライン	
4月16日(日)	2023年度 第1回理事会	オンライン	
6月3日(土)	定時総会・福祉まるごと学会	オンライン(予定)	

◎ 入会状況 (2023年1月末現在) * 会員数：1,214人 入会率：26.00% 人口10万人あたりの会員数：59.71人

編集後記

スマートフォンのアプリで10年日記をつけ始めて7年目…仕事や私生活に関する喜怒哀楽が短い言葉で綴られているのを眺めると「5年前は集合研修の後、食事へ行ったんだ～」等と驚きや懐かしさに浸れます。来年度は新型コロナウイルス等感染症対策の制限も緩和され、イベント再開の便りも聞こえてきます。ぜひ社会福祉士会のセミナーや学習会なども予定に加えてみてくださいね！

(J.N)